

利用者支援事業の今後の展開について

重点プロジェクトである子育て先進区の実現に向け、子どもを育て、子どもが成長する過程が、安全・安心かつ将来に向け充実した時間となるよう、地域の多様なつながりをつくっていくことで、子どもと子育て家庭が区に住み続けたいとなる環境づくりを進めるため、身近な場所において子育ての情報提供・相談等を行う「利用者支援事業」について、今後の取組・展開をとりまとめたので報告する。

1 現状

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所において、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。区では、下表のとおり、各実施場所での事業の対象者等を踏まえ、国が定める以下3類型に基づき実施している。

○基本型

子ども・子育て家庭にとって身近な場所において、日常的に相談を受け、子育ての助言・情報提供、地域の子育て支援事業の支援を実施

○こども家庭センター型

妊産婦及び乳幼児の健康増進に関する支援、子育て家庭に対して虐待予防対応等の家庭に応じた支援を実施

○特定型

区役所の窓口において、子育て世帯から保育に関する相談を受け、保育サービスの情報提供・利用に向けた支援を実施

基幹型児童館及び子ども・若者支援センターについては、令和7年度から、新たに利用者支援専門員を配置し、利用者支援事業（基本型）を実施。子ども・子育て家庭にとって身近な場所において日常的に相談を受け、助言や情報提供を行うとともに、地域の子育て支援関係機関との情報共有等を行っている。

実施場所・事業名等・(所管課)	類型
中野区役所 子ども総合窓口 (子育て支援課)	特定型
基幹型児童館(9館) (育成活動推進課)	基本型
子ども・若者支援センター 総合相談 (子ども・若者相談課)	基本型
すこやか福祉センター(4か所) (地域包括ケア推進課)	基本型 こども家庭センター型

2 利用者支援事業における課題

利用者支援事業の展開においては、子育て先進区の実現に向けた子ども・子育て家庭と地域のつながりづくりを推進するため、3類型のうち、主に基本型について取組の充実を図る必要がある。

区においては、各実施場所において特徴や強みを生かし利用者支援事業を展開してきているが、利用者支援事業（基本型）を実施している地域の身近な相談機関である基幹型児童館やすこやか福祉センターとつながることができていない子ども・子育て家庭や地域の子育て支援団体へのアプローチが不足している。

また、利用者支援事業を実施している部署間の連携が十分ではない。

3 取組の方向性

上記課題を踏まえ、つながりづくりの強化を目的とし、令和8年度以降、既存の取組の充実と新たな展開を行っていく。

- つながることができていない子ども・子育て家庭や子育て支援団体へのアプローチやコーディネートの実施
- ハード（施設来所）にとらわれない相談体制の構築（アウトリーチを含む。）
- 地域における子ども・子育て家庭と子育て支援団体間のつながりの充実
- 子育て関連情報や地域情報の集約及び広報の実施
- 利用者支援事業を実施する部署間の連携強化のための場の創出

4 具体的な取組

(1) つながりづくりのための全区的な展開（利用者支援事業の充実）※別紙参照

ア 基幹型児童館

乳幼児親子の身近で日常的な居場所として機能している基幹型児童館において、地域の事業・情報に精通している強みを生かし、各児童館における地域とのつながりづくりの強化を推進していく。

イ 子ども・若者支援センター 総合相談

区内全域からの子ども・子育てに関する相談に対応する相談先としての役割を担うとともに、どこに相談すればよいか分からない子ども・子育て家庭の入口としての機能を推進していく。

また、令和8年度、既存の常勤福祉職に加え、「子育て総合相談員（利用者支援専門員）」として会計年度任用職員（専門職）を追加で設置し、利用者支援専門員を増員する。基幹型児童館やすこやか福祉センターとつながることができていない子ども・子育て家庭へのアプローチやコーディネートの機能を強化するとともに、区内の子育て支援情報の集約・発信、子育て支援団体とのネットワークづくりを行っていく。

ウ すこやか福祉センター

健診等の実施やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域との連携等すこやか福祉センターの事業を活用し、基幹型児童館及び子ども・若者支援センターにおける取組の広報・周知の強化を推進していく。

(2) 利用者支援事業実施部署間等の連携強化のための会議体設置

ア 利用者支援事業担当国会議

各利用者支援事業実施所管が持つ情報の共有や事例検討等を通して、各利用者支援事業の対応力を平準化・強化し、利用者支援事業全体の支援力を向上させる。

イ 子育て支援ネットワーク会議

地域の子育て支援団体等との連絡調整の場として、区と団体間のつながりを創出し、区全体の連携の強化を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月 子育て総合相談員の設置

【主な役割】

- 地域の身近な相談機関
- 乳幼児親子の居場所
- エリア内の地域子ども施設との連携
- ★児童館における地域とのつながりづくりの強化



連携強化

【主な役割】

- 子ども子育てに関する相談（しつけ、発育発達、健康など）
- 子育てサービスの案内（母子手帳交付など）
- 講座（こんにちはあかちゃん学級など）
- 乳幼児健診・乳幼児全戸訪問
- ハイリスク家庭への訪問支援
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携
- ★健診時等における、基幹型児童館及び子ども・若者支援センターの広報・周知の強化



「つながりづくり」のコーディネート

連携強化

連携強化



「つながり」のない子ども・子育て家庭や子育て支援団体

◎地域で「つながる」ことができていない子ども・子育て家庭等を、児童館やすこやか福祉センターにつなげるコーディネート



子ども・若者支援センター
(総合相談)

【主な役割】

- 区内全域の相談をカバー（電話・Logoフォーム相談）
- どこに相談したらよいか分からない家庭の入口
- 児童館・すこやかを利用しづらい家庭へのアプローチやコーディネート
- 区全体の、民間も含めた子育て団体情報の集約と発信
- つながりのない地域団体への情報提供
- 区全体の子育て団体のネットワークづくり
- ★子育て総合相談員の設置、会議体の設置（利用者支援事業担当者会議、子育て支援ネットワーク会議）